

# 院内感染対策指針

医療法人讃高会 枚方東整形外科病院

平成 23 年 5 月 25 日 作成

平成 24 年 4 月 5 日 改訂

平成 25 年 4 月 12 日 改訂

平成 28 年 4 月 18 日 改訂

令和 6 年 7 月 24 日 改訂 事務長・薬局長 川邨勇太

## 1. 院内感染対策指針の目的

この指針は、医療関連感染の予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応など枚方東整形外科病院（以下「当院」という。）における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

## 2. 院内感染対策に関する基本的な考え方

- (1) 医療関連感染防止に留意すること、感染発生の際にはその原因の特定、制圧、終息を図ることは病院にとって重要な事項である。このため、職員が感染対策に関する正しい知識を持ち、医療関連感染の予防に必要な対策を実施するとともに、感染拡大防止に努める必要がある。
- (2) 医療関連感染防止対策を全病院職員が把握し、この指針に則った医療を患者様に提供できるよう取り組む。
- (3) 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の基本理念に基づき、感染症の患者様が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な医療を行うとともに必要な対策が実施できるよう最大限配慮する。当該患者様には実施する感染対策について適切な説明を行い、理解を得るよう努めるとともに、対策の実施にあたっては人権を十分に尊重する。

## 3. 感染管理委員会の設置

- (1) 院長を委員長とし、各専門職代表を構成員として組織する感染管理委員会（以下、委員会）を設け、毎月1回定期的に会議を行い、院内感染対策を行う。緊急時は臨時会議を開催する。
- (2) 委員会は次の内容の協議・推進を行う。
  - ① 院内感染対策指針及びマニュアルの作成・改訂
  - ② 院内感染対策に関する資料の収集と職員への周知
  - ③ 職員研修の企画
  - ④ 異常な感染症が発生した場合、速やかに発生の原因を究明し、改善策の立案と実施を行うと共に職員への周知徹底を図る。
  - ⑤ 患者様の感染症に対する疑問・不安等の日常的な把握
- (3) 委員は職種、職位に関わらず院内感染の防止について自由に発言できる。
- (4) 下記に掲げる者を診断した時は感染症法により①は直ちに、②は7日以内にその年齢、性別その他厚労省令で定める事項を枚方市保健所に届け出る。
  - ① 一類・二類・三類感染症の患者、または無症状病原体保有者及び新興感染症に罹患していると疑われる患者
  - ② 四類感染症のうち、後天性免疫不全症候群、梅毒、マラリアその他厚労省令で定める者の患者（無症状病原体保有者を含む）

## 4. 職員研修に関する基本的方針

- (1) 院内感染防止対策の基本的な考え方及び具体的対策について職員に周知徹底を図る事を目的に実施する。
- (2) 職員研修は、年2回全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- (3) 研修の開催結果または外部研修の参加実績を記録保存する。

## 5. 職員の健康管理に関する基本方針

- (1) 職員は健康管理のため、定期健康診断を受ける。
- (2) 職員は入職時に麻疹・風疹・水痘・ムンプス・B 型肝炎等ウイルス等の免疫を獲得していることを証明する書類を提出する。
- (3) 委員会は VPD (Vaccine Preventable Diseases) について、免疫獲得不明者・未獲得者には適切な検査や予防接種を勧奨する。
- (4) 職員は感染症を疑う症状が出現した際は所属長に自己申告し、勤務調整するなど、感染拡大防止に努める。同居家族についても感染症罹患状況を把握し、必要な対策を実施することで院内感染拡大防止に努める。院内で勤務する委託職員、ボランティアスタッフ、実習生等にも同様の対応を求める。
- (5) 委員会は、針刺し・切創、血液・体液曝露発生時の対応体制、安全機能装置付医療器材の導入、個人防護具の使用しやすい環境、教育を受ける機会を作るなど、曝露を低減する環境を整える。

## 6. 感染症発生状況の報告に関する基本方針

医療関連感染の発生予防およびまん延の防止を図るため、病院における感染症の発生状況を、月 1 回「感受性率一覧」として病院職員に周知するほか、必要に応じてオーダリングシステム掲示板等を使用し、リアルタイムな情報の共有に努める。

## 7. 院内感染発生時の対応

### (1) 平時の対応

- ① 院内感染対策マニュアルに基づき、医療関連感染の発生予防に努める。特に、標準予防策を遵守する。
- ② 実施されている感染対策を日常的に評価するため、週 1 回 ICT ラウンドを実施し、院内感染防止対策の実施状況の把握、課題の抽出と指導を行う。

### (2) 緊急時の対応

- ① 重大な院内感染等の発生時には、担当医または看護師長から院長に報告する。
- ② 緊急の委員会を開催し速やかに対策を講じ、直ちに職員に周知する。
- ③ 必要に応じて枚方市保健所への届出を行う。

### (3) その他

院内での対応に困難が生じた場合には、院外のアドバイザーに対応協力を求める。

## 8. 院内感染対策マニュアル

院内感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底などの感染対策に常に務める。

## 9. 患者様への情報提供と説明

- (1) この指針は患者様をはじめ、当院に出入りするすべての人々に感染対策への理解と協力を得るため、病院ホームページに掲載するなど情報開示を行い、積極的な閲覧の推進に努める。
- (2) 感染症の説明と共に感染防止の基本についても説明し、理解を得た上で協力を求める。

10. その他の院内感染対策の推進

(1) 感染症に関する質問は、日本感染症学会施設内感染対策相談窓口（厚労省委託事業）に  
FAX(03-3812-6180)で質問を行い、適切な助言を得る。

(2) 去年の質問と回答が同学会ホームページに掲載されているので活用する。

([https://www.kansensho.or.jp/modules/activity/index.php?content\\_id=3](https://www.kansensho.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=3))



以上